

令和6年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年6月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 リハーサル室	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)	
○ 1番 宮本 国男	㊗ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	㊗ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	㊗ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 太田 重敏	㊗ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	㊟ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 覚二
		○ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 榎 山 まちこ	次 長 川 内 益 栄	係 長 田 畑 徹 二
主 査 桃 田 忠 邦	参 事 吉 田 倉 也	参 事 服 部 浩 史
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
9 番 前田 秀一	10 番 宮本 章	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年度6月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願い致します。

本日の欠席は、農業委員2番 瀬川委員、農業委員6番 大石委員、農業委員 8番 崎村委員、農業委員 15番 野中委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。

去る6月5日に食料農業農村基本法の一部を改正する法律が公布施行されました。これによりまして農振法・農地法・基盤法について改正がなされております。農地の利用についての縛りがより明確化されておりますので、これから具体的には令和7年3月に閣議決定される予定の基本計画に定められることと思いますが、農地利用最適化の取り組みにつきまして一層、皆様の御協力が重要になってくると思われれます。よろしくお願い致します。

それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、6月の総会に入りたいと思います。

会 長

改めまして皆様こんにちは。今日はお忙しい中にも拘わらずご出席をいただきありがとうございます。会場がいつもの場所とは違うので、ちょっと雰囲気が変わったかなと思います。

去る6月17日に長崎県を含む九州北部地方がようやく梅雨入りしました。昨年より19日遅い梅雨入りで、その後、雨の日が多くなりました。大雨が降らなければいいのですが…。ちなみに昨年の本県の梅雨明けは7月25日でした。さて、日本の農業も、「担い手不足と高齢化、そして耕作放棄地や荒廃農地の増加など」梅雨に入っているような状況がございます。このような中、局長からお話がありました改正食料農業農村基本法、いわゆる改正基本法が去る5月29日の参院本会議で可決成立しました。25年ぶりの改正ということです。先程もありましたように、6月5日施行、この基本法に基づく農業行政や政策によって農業界が梅雨明けに近づけばと願っています。なお、この改正基本法のポイントなどについては6月7日発行の全国農業新聞の一面に掲載されていますので参考までお知らせしておきます。これが6月7日付けの全国農業新聞です。（会長がパネルを掲示）一面にトップ記事として掲載されました。この中にポイントなどが載っております。紹介をしておきます。それでは、本日の総会よろしくお願い致します。

議 長

議事録署名人の指名に移ります。9番 前田委員、10番 宮本委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。1ページ 農地移動適正化あっせん事業報告については、4月の総会において、推進委員11番 高田委員、同じく12番 渡口委員にあっせん委員をお願いしております。現在のあっせんの状況について、あっせん委員さんのご報告をお願いします。推進委員12番 渡口委員をお願いします。

委 員

農業委員12番の渡口です。先月の総会の折、私が欠席をしまして、地元の武部委員に代弁をしていただいたと思いますが、その後、地元の元の農業委員の武部文男さんと道で会いまして、あっせんの件でご相談をしたんです

が、なかなか同地区にはそんな人はいないとの話をお聞きしました。「今から土地を買って農業をするという人が地元にはもういないよ。」と、いうようなお話がありました。そういうことで色々と他の人にもお話を伺ったんですが、そういうことで、今回のあっせんは無理なような気がします。
以上です

議 長 ありがとうございます。渡口委員に報告を受けましたが、今の件について質疑などはございませんでしょうか？あっせんが無理な状況にありますとのことでした。

委 員 (なし)

議 長 それでは、渡口委員、高田委員 引き続き、よろしくお願いいたします。
続きまして、2 a 未満農業用施設届の受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。2アール未満農業用施設整備届の受理報告について1件ございましたので、説明いたします。届出人は今福町東免■■番地、■■氏、農地の表示は今福町東免字東上■■番、地目は畑、面積は55.0㎡で、届出面積は 55.0㎡です。届出事由は農業用倉庫の建設です。届出日は令和6年5月29日、同日受理し、6月12日に現地調査を行っております。受理通知日は6月14日です。こちらは、平成20年頃に建築されたものですが、農地転用届が不要であることから、2アール未満農業用施設整備の届出を失念されていたため、事後報告となったものでございます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございせんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、次に農地法第3条の3の規定による届出（相続）について事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。

1件目です。被相続人は、■■氏、相続人は、■■氏です。祖父からの相続となります。農地の表示は鷹島町三里免字栄田■■番、同免字門川■■、同免字与奈田■■と■■、の田2筆・畑2筆の計4筆、合計面積は3,056㎡です。被相続人 ■■氏は、昭和61年2月24日に死亡されており、同日■■氏が相続、平成25年4月27日の■■氏死亡に伴

う相続により 〇〇〇〇〇氏 が取得。令和6年2月26日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年5月14日に届出があり、同日、受け付けております。

2件目です。被相続人は、〇〇〇〇〇氏、相続人は、〇〇〇〇〇氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は星鹿町牟田免字前田の田2筆、同免字池上の田1筆、同免字久保の畑4筆、同免字鯨ノ尾の畑2筆の、田3筆と畑6筆の計9筆、合計面積6,862㎡です。被相続人 〇〇〇〇〇氏は、平成21年1月17日に死亡されており、令和6年4月22日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年5月27日に届出があり、同日受け付けております。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、申請事件の処理状況について事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、申請事件の処理状況です。

5月分で、農地法5条申請は1件で、1件目は、譲受人 〇〇〇〇〇氏、譲渡人 〇〇〇〇〇氏で、転用の目的は、一般個人住宅の建築、申請面積は488㎡、令和6年6月14日許可となっております。以上です。

事務局 すいません。報告事項で捕捉させていただきます。農地移動適正化あつせん事業の件ですけれども、先程委員さんからの報告がありましたようになかなか難しいということで、申出人の 〇〇〇〇〇さんに対しまして今後、事務局からこれまでの経緯をお伝えして、最終的には今回の申し出を取り下げさせていただくことになるかと思います。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、付議事項に入ります。4ページ 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1です。関係資料を35ページ以降に添付しております。譲受人は志佐町里免 〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇氏で、譲渡人は志佐町里免 〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇氏です。申請地は、志佐町里免字馬立場 〇〇〇〇〇・田・444㎡外、計二筆です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地で第3種農地です。用途地域は第一種住居地域で

す。転用の目的は、売買により所有権を移転して分譲宅地を造成するものです。原則、土地の造成のみを目的とした申請は許可となりませんが、例外があって、都市計画法の用途地域内にある農地は、工場や住宅、その他の施設のために土地を造成する場合は許可の対象とすることができるとされております。土地利用について、36ページの土地利用計画図をご覧ください。4区画の分譲地が造成されます。具体的には、上段に断面図が記載してありますが、市道と同じ高さまで盛土し、宅地ごとに段差を設けて4区画を造成する計画です。造成においては、申請地の上側に細長い青い部分がありますが、ここに下水管を埋設し、下側の黄色い部分に水道管を埋設します。雨水排水は南側にある市道の側溝へ放流する計画で、住宅建築に伴う給水や排水はきちんと確保されます。なお、D号地に既存電柱がありますが、邪魔にならないよう移動するそうです。また、断面図の右端に水とありますが、これは既存の水路であり、これを残して造成するとのこと。現地調査の結果、周辺に農地はありませんでしたので、近隣の営農に影響はありません。残高証明書も添付されており、本事業は確実に実施されると思われるため許可相当と判断するところです。以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員18番 須藤委員をお願いします。

委 員 農業委員18番の須藤です。6月20日に引地委員さん、大石委員さん、農業委員会事務局職員2名と、現地を確認しました。宅地と市道に挟まれていて隣接には農地もないので大丈夫だと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、現地確認をしていただきました農業委員5番 引地委員よりご意見ををお願いします。

農業委員 農業委員5番 引地です。同じく6月20日に現地確認に行きまして、今お話がありましたとおり、周辺に隣接する農地はございませんし、下水、雨水の処理計画も何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員からご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、意見を付して県へ進達することといたします。

 続きまして、5ページ 議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第37号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法

の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年6月28日としております。6ページに、賃貸借権再設定分が3件、新規分2件、使用貸借 再設定分が1件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～各委員 確認～

議 長 各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第37号 農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年6月28日といたします。続きまして、10ページ 議案第38号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第38号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は11ページから30ページにかけまして、12名分の促進計画となっております。全て、A to Bで公社が貸し付ける分でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～各委員 確認～

議 長 各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第38号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。続きまして、34ページ 議案第39号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定す

事務局

議長

委員

議長

委員

議長

7

事務局 それでは、協議事項を説明いたします。

- ・「令和6年田畑売買価格について」
- ・「農地パトロールについて」
- ・「移動農業委員会について」

議 長 本日は大変ありがとうございました。これをもちまして、6月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、7月26日金曜日（13時30分～ 場所 文化会館小ホール）といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 00 分